

日本学術会議 課題別委員会
労働雇用環境と働く人の生活・健康・安全委員会（第11回）議事要旨

日 時：平成22年11月16日(火)14:00-16:34

会 場：日本学術会議5-A(1)会議室

出席者：岸（委員長）、小林（幹事）、矢野（幹事）、相澤、五十嵐、清水、久永、森岡

欠席者：和田（副委員長）、川上、實成、吾郷、波多野、村田、井谷、大沢、春日、草柳、
小木、宮下、宮本

議題1. 前回議事要旨（案）の確認

資料1の前回(第10回)の議事要旨を確認した。前回の主な議事内容としては1. 大沢委員の報告、2. 連合ヒアリングの報告、3. 和田副委員長から報告書案について報告、4. 学術の動向の記事、5. 今後の審議の進め方の5項であるが、変更等無く確認された。

議題2. 産業保健をめぐる動き

五十嵐委員から資料2<産業保健をめぐる労働衛生課の動き>に基づいて報告があった。

内閣府の自殺対策委員会の経験から、職場での対策を含めより強力な対策が必要と考える。保健師の立場で労働者のヒアリングを行うこと等が含まれる。長妻大臣が職場のメンタル健診を全員に行うと述べたことが報道に流れ、審議会ではこの案に対する否定的な議論から始まった。結局メンタルについての問診は、健康診断の中に従来からある睡眠や食事の項目を中心に上げるといったところへ落ち着いた。健診が年1回では不十分だが、一歩前進として、また健診をきっかけとした本人の気づきや保健スタッフとの接触開始には意義がある。

企業の産業医は必ずしもメンタルヘルスについて詳しくないので外部機関との連携が必要ということで2の「事業場における産業保健拡充に関する検討委員会」が始まった。

別紙1にある具体的な枠組み4つが提示された。活動は定期健診が中心であったが、事業所の体制が変更した場合などにも対応できるように、新たな枠組みも提起された。医師の面接後職場組織に問題が発見された場合、本人の同意を得て職場に伝えていくことで、これは過重労働に対する産業医面接をモデルにしている。

産業衛生学会理事・監事有志意見書というものが10月に提出された。これは、1. 事業所の任意性、2. メンタル特別でなく既存の健診等の活用、3. 調査に応じた者は事業主に報告することに同意したと見なす、4. 勧告についても同意と見なす、5. 事業所外組織は産業医を代行できない、という5項からなる。

この報告を受け、岸委員長より、労働衛生について大きな議論がしたいが、小木委員にレポートだけでもお願いするという考え方が提示された。

法制度化の時期について久永委員から質問があり、検討会委員である五十嵐委員からは来年の通常国会を目指していること、相澤委員からは、労働政策審議会をってからであり、大きな改革なのでモデル事業も必要であること、前大臣時代の検討会の案も変化していること、外部機関も EAP では現場がわからない、医師がいない場合もあり、健診機関が取り上げられていること、医師会の同意を得るのにも手順が必要であることなどの指摘があった。

議題 3. 雇用労働と安全衛生関連研究機関の今後のあり方について

久永委員が資料<独立行政法人労働安全衛生総合研究所について>に基づき 同研究所の沿革、現状について説明した。

1942年産業安全研究所として発足。2000年21世紀の労働安全衛生総合研究戦略協議会最終報告書を提出したのは大きな活動であった。Ind Health 誌の編集発行は NIOSH にない機能である。2010年、医薬基盤研究所、国立健康栄養研究所との統合案が出された。久永の私見による強化が望まれる5項目(資料2 ページめ)について説明があった。次に米国の NIOSH と NORA について資料3 ページに基づき、説明がなされた。NIOSH は 1970 年設立。日本の 11 倍の人数・予算で、日本の中災防と安衛研を合わせた機能をもっている。NIOSH 廃止案がでてきたことを契機に NORA を作成した。NORA に示された 21 の優先課題は、産業保健のほとんどすべての課題をカバーしている。NORA 第 2 期(2006 年~)は産業セクター別に取り組む課題を提示している。研究成果を実践に効率的に反映させることに主眼を置いており、現在までに 10 セクターが提示され、うち 8 アジェンダは設定済みである。他に横断的なクロスセクタープログラムが 24 ある。現在 NIOSH にいる安全衛生研の中田博士からの NORA の研究予算 (Big NORA、Small NORA) と、同氏の考える米国で最も重要な労働衛生課題 3 つ (ナノテク、Work Organization、Environmental occupational exposure) についての説明もあった。

清水委員より中災防について、年間予算は 85 億円であるが、出版事業が中心であり、研究活動の予算は乏しく研究はほとんど出来ないこと、研究は事実上、バイオアッセイセンターのみであるが、バイオアッセイセンターを中災防から切り離す案や、中災防を産医研と合併する案が出されていることの報告があった。

議題4. 提言書（案）について

事務局より、提言書案の作り方について、説明があった。すなわち本文最大24頁までであるが、参考資料は制限が無く、本委員会の豊富な内容は参考資料のスペースを生かし、ここに豊富な内容を入れることが可能である。5月には幹事会が開かれなため、幹事会の修正要求による差し戻しなどを考えると、3月24日開催の幹事会での審議に合わせて、「科学と社会委員会」の査読をへた報告書原案を作る必要がある。以上から年内2回ある委員会の場を活用し、来年1月中旬には事務局に報告書を提出してほしい。また、現状、背景、今後の課題の中で、出たり消えたりする項目があるので、相互の関連性を明確にする必要があるのではないかと注意喚起があった。

岸委員長より、和田副委員長作成の資料3を検討し、その内容の確認と出来れば、執筆を分担したい、インパクトのある提言として何を盛り込むかを考えると、和田枠組みの資料3の3-5頁が重要である。と方針が提示され、執筆分担が話し合われた。

森岡委員から非正規雇用と長時間労働が独立ではなくひとつの原因であることを述べる枕が必要である。OECDのいうdualまたは過労死とワーキングプアはひとつということであるとの意見が出され、その点は森岡委員に執筆が依頼された。

事務局からはその点は「問題の背景」に相当する最初に来る内容であること、1~1.5頁で記載してほしいとの要望があった。また、現状についての記載等は基礎データとして入れても良いが、提言に入れないことについては削除が可能であると、記載上の助言があった。

岸委員長から提言が指摘する課題を以下の5つを柱とし、

「長時間労働・過労死過労自殺を防ぐために」

「非正規雇用に関して」

「有害物職場に対して」

「中小企業」第

「家庭生活への影響」

以上の課題実現のための具体的提言としては法制度整備、安全衛生マネジメントシステム、メンタルヘルス対策、地域での産業保健活動があるとの考え方が出された。

これに対して、森岡委員から過重労働対策基本法制定の院内集会があったが、これを入れたい。五十嵐委員から、全ての提言の前提としてILO161号条約「全ての労働者に等しく労働衛生サービスが行き届くような枠組みを作る」の批准を入れてほしい、とそれぞれ意見が出され、後者については提言の前提として五十嵐委員が記載することが要望された。

さらに小林幹事から和田副委員長のその後の作業との関係、五十嵐委員からメンタルの取扱い、について疑問が呈され、議論の後、メンタルは川上委員に自殺も加えて、上の5項に加えた6番目のあらたな別の提言「メンタルヘルスと自殺の問題に関する提言」とすることが合意された。

その後和田副委員長とも電話で打ち合わせた結果、それぞれの項を、現状（問題）、課題、

提言の構造で各分野毎に書くこと、過重労働は森岡委員、非正規は矢野委員、有害物は久永委員、中小企業は清水・五十嵐委員、家庭生活は小林委員がそれぞれ分担すること、ILOについては吾郷委員に横断的にコメントを依頼することが合意され、岸委員長より各課題に日本の弱いところを書いてほしいこと、提言では誰が何をするかを書くようにすることが指示された。

議題5. その他

各議題を横断する形で、また技術的・補足的なことも含め、以下の議論があった。

① 労働安全衛生マネジメントシステム（OSHMS）についてのブレイン・ストーミング

岸委員長より、本日予定していた労働安全衛生マネジメントシステムについての議論は是非井谷委員に加わってほしいが、井谷委員は平日が困難なので休日の会議が提案された。具体的には11月23日か27日、12月5日のいずれかに労働安全衛生法と自主対応についてブレイン・ストーミングをしたい。その分平日の既定の委員会の日には提言づくりを議論する。

② テーマの文言他

事務局より、ひとり2.5頁x7領域で24頁以内とし、それを11月26日中に和田副委員長に送付するよう依頼があった。また本日の議論の結果を、全員に配布することとした。

五十嵐委員より全体のテーマについて、資料3にあるテーマ「人間らしい労働と健康で……」でよいのかとの問いかけがあり、岸委員長が「少し長いがまだ変更できるので取りあえずこれでいく」と方針を示した。

小林委員は政府統計のまとめの時の経験から、ひとりの人が統一的に形を整えることが必要であるとの指摘があった。

久永委員からは作業関連疾患が入っていないとの指摘があり、岸委員長は有害物を有害環境として久永委員が執筆するよう提案した。

③ 労働衛生の研究体制のこと

岸委員長から産医研の統合問題など今後の研究機関の方向性、Finlandの研究所での経験など、自主対応の背景にあることをどうするかについて提起があり、久永委員から基礎研究のこともあるとの指摘があった。これらについて、岸委員長は、今後の研究、研究機関のこととして村田委員にお願いしたいと裁定した。この内容は課題の追加というより横断的な内容であるが、取りあえずまず村田委員に書いてもらうこととなった。

④ 執筆量・形式・とりまとめ

事務局より問題：1頁。課題：1頁、提言：半頁で計2.5頁。1頁が40字x38行

で、12ポイントのフォントを使用するよう指示があった。

全体の統一は和田副委員長の作業を小林、矢野両幹事がサポートすることが岸委員長より指示された。それぞれ資料をつけること、形式は他の提言を参考にするとし。これまでの提言は学術会議のホームページを見ることが確認された。

⑤ 残った問題、経団連ヒアリングなど

吾郷委員が来ればJILの話を知りたい。

経団連のヒアリングについては、金澤学術会議会長名で問い合わせ要請することができるが、正式文書の前に実際に関与する相手方への根回しが必要であることが事務局から示唆があり、根回しは相澤委員に依頼することになった。実成委員からヒアリング内容について担当部局があるか等、フォーマルなことを聞けばよいとの示唆があったことが報告された。行政や連合に加えて経団連にも3月10日の公開講演会にも参加してもらいたいとの考えが岸委員長より示された。ヒアリング結果については委員会で報告してもらう予定であり、連合だけでなく、経団連にも聞くということが重要であると合意された。